

○農林水産省令第十六号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）
第六条第三項の規定に基づき、植物防疫法施行規
則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十年三月二十七日

農林水産大臣 島村 直伸

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「鹿児島港」の下に
「、米ノ津港」を加え、同条第二項第四号中「稚
内港」を「根室港、花咲港、稚内港」に改める。

附 則

この省令は、平成十年四月一日から施行する。